

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準を満たしています

- ・オンライン請求を行っている
- ・診療報酬明細書を患者に無償で交付している
- ・オンライン資格確認を行う体制を有している
- ・資格確認等システムを利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を有している
- ・マイナンバー保険証使用率 30%以上である
- ・当該加算について院内掲示及びウェブサイトに掲載している
- ・マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に関わる相談に応じる体制を有している

上記の体制により、令和8年6月の診療報酬改正に伴い、令和8年6月1日より以下の通り診療報酬点数を算定いたします。

電子的診療情報連携体制整備加算 2（入院初日）	月 1 回に限り	80 点
電子的診療情報連携体制整備加算 3（初診時）	月 1 回に限り	4 点
電子的診療情報連携体制整備加算（再診時）	月 1 回に限り	2 点

患者様の同意のもと、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。今後も医療 DX を通じて、より安全で質の高い医療提供に努めてまいりますのでご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

2026年6月
医療法人 滴水会 吉野病院